

課長	課長補佐	係長	係	受付者

様式2

## 相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

篠栗町長 殿

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者を下記のとおり指定したので地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。  
また、地方税法第384条の3に規定する「固定資産を現に所有する者」の代表者として  
ことをあわせて申告します。

被相続人	フリガナ		宛名 番号		
	氏名				
	死亡時の住所又は居所				
	生年月日		死亡年月日		
相続人 (現所有者)	フリガナ		宛名 番号		
	氏名				
代表者	住所		被相続人との続柄		
	生年月日		電話番号		

### 代表者以外の相続人（現所有者）

住 所	氏 名	被相続人との続柄	備考

申告者署名欄

本人確認

未登記家屋	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	未登記家屋所有者変更届		<input type="checkbox"/> 提出済
適用税目	<input type="checkbox"/> 町県民税	確認印	<input type="checkbox"/> 固定資産税	確認印
	( 年度開始)		( 年度開始)	
			<input type="checkbox"/> 軽自動車税	確認印
			( 年度開始)	

- ※ 相続人が一人の場合でも代表者として届出をお願いします。
- ※ 相続人は自署してください。(本人の了承があれば代筆でも構いません。)
- ※ 固定資産の所有権移転については、福岡法務局粕屋出張所にて登記を行う必要があります。
- ※ 固定資産において、相続登記が完了するまでの間、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」となり納税の義務を負うこととなります。
- ※ 相続放棄、法定相続人以外の方が相続される場合は、その確認ができる書類の写しをご提出ください。